◇◇◇◇ ── 国保ガイド ── ◇◇◇◇

高額療養費

♦どんな場合に支給されるか♦

病気、ケガでお医者さんにかかって、医療費として一人、一ヶ月、一つの病院診療所について三万九千円を超えて支払った場合は、その超えた分は全額国保が負担して、あとから払いもどします。(支払日を指定－通知書を出します。)

♦自己負担額計算の基準♦

自己負担分一ヶ月三万九千円という計算は、次のような基準によります。

1. 暦月ごとに計算

月の一日から月末までの受診について一ヶ月として計算します。ですからたとえばある月の十五日から翌月の十五日までのように、月をまたがって入院した場合で、最初の月の医療費の自己負担金の額が二万円、翌月が二万円、合計一ヶ月四万円を自己負担した場合でも、一日から月末までの計算ですから高額療養費は支給されません。

2. 病院・診療所ごとに計算

たとえば、甲の病院と乙の病院へ同時にかかっていて、自己負担分として、甲の病院へ五万円、乙の病院へ四万円を支払った場合は甲の病院の分については三万九千円を控除した一万一千円、乙の病院についても同様に、一千円の高額療養費が支給されます。合算されません。

3. 入院と通院

一つの病院・診療所でも、入院と通院は別に扱い、合算しません。

高額療養費貸付

① 貸付の金額

高額療養費支給見込額の九〇%以内の額とし、貸付金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

② 貸付申請

貸付を受けようとする者は、一部負担金請求書又はこれに代わる書類を提出下さい。

③ 貸付金の精算

高額療養費を受領したとき（受診月の二ヶ月後）これを貸付金に充当するものとする。

年度	53	54	55	56
利用件数	1	8	1	8（七月末日現在）

どうぞご利用下さい。

詳しくは住民課国保係まで

今月の献立

かぼちゃのそぼろ煮

＝材　料＝

- かぼちゃ　400g
- 豚ひき肉　100g
- しょうゆ　大ヒ4
- 酒　〃2
- みりん　大ヒ2
- 砂糖　〃1½
- 片栗粉　〃1
- 油
- つけ合せにオクラ少々

＝作り方＝

(1) 豚ひき肉を油で炒め、くし形切りしたかぼちゃを加えて炒め合せる。
(2) ひたひたの水、砂糖、みりん、酒、しょうゆを加えてやわらかくなるまで煮る。
(3) 器に、かぼちゃだけを取り、残りのひき肉に水とき片栗粉でとろみをつけて、かぼちゃにかけ、青みを飾る。

胡瓜と春雨の涼拌

＝材　料＝

- きゅうり　2本
- 春雨　100g
- 卵　2ヶ
- 粉唐辛子　少々
- 合せ調味料
  - ごま油　大ヒ1
  - 砂糖　小ヒ1½
  - ねりからし　小ヒ2
  - 酢　〃3
  - しょうゆ　〃2

＝作り方＝

(1) きゅうりは小口切りにして水にさらす。
(2) 春雨は、湯でもどし適当に切る。
(3) 薄焼き卵を作り、小さなひし形に切る。
(4) きゅうり、春雨を酢洗いして器に盛る。
(5) 粉唐辛子を振りかける。
(6) 合せ調味料を混ぜ合せてかける。

九月の保健衛生事業日程

日	曜	事業名	対象者と会場
4	金	育児学級	※変更する場合もあります。
11	金	血糖検査（糖尿病精検）	総合検診の結果必要とされた者及び引き続いて必要とされた者（早朝）於 月寿荘
25	金	同右指導会	右の受診者　於 月寿荘
29	火	一才六ヶ月児検診	S55／2～55／5生　於 月寿荘

おわび　先月号八月の事業日程の中で28日乳児検診対象者が一部生年月日が違っていました。対象者は間違いなく個人通知してありますのでおわびし訂正します。

九月の公民館事業日程

日	曜	事業名	会場
6	日	高齢者旧跡めぐり	未定
20	日	秋季つり大会	未定
25	金	高齢者学級	月寿荘
27	日	秋季遠乗りサイクリング	未定
毎週火		スポーツ少年団柔道	西公民館　夜7時～
毎週木		青年書道教室	就業改善センター

◎みんなで走ろう会　中学校　毎週日曜（朝6時）、水曜日（夜8時）
◎卓球愛好会　中学校　毎週火、土曜夜7時
◎あるけあるけ運動　中学校　毎月第3日曜日　朝7時
◎スポーツサークル　小学校　毎週火、土（バレー）　水金（バド）　夜7時
◎社交ダンス研究会　毎週金曜日　夜7時　就業改善センター

税の知識

物品や酒類にかかる税金

「税金」というと、まず所得税や相続税などの「直接税」を思い浮かべますが、税金にはこれらの直接税とは別に、酒税や物品税などの「間接税」があります。

ところで直接税と間接税の違いですが、納税義務者と実際に税金を負担する人が同じ人であるような税を直接税、両者が異なるような税を間接税といいます。

たとえば、酒税を例にとりますと、納税義務者は製造業者ですが税の負担者は消費者　―つまり間接税というわけです。

間接税は、品物の価格の中に税金が含まれているので、どのようなものに、どのくらいの税金がかかっているかご存知ない方もおられるでしょう。

酒税と物品税の主なものについて見てみましょう。

＜酒　税＞

酒税法でいう〝酒類〟とは、アルコール分一度以上の飲料をいい、清酒、ウイスキーやビールなど十種類に税金がかかっています。

税率は、酒の種類、品目、級別、アルコール分などに応じて決められており、主なものは、次の表の通りです。

酒　類	売渡価格 小売価	酒税額	負担率（税率）
清酒特級（1.8ℓ）	2,390円	917円	38.4％
清酒2級（1.8ℓ）	1,220円	169円	13.9％
ビール（633㎖）	265円	127円	47.9％
ウイスキー特級（720㎖）	2,770円	1,334円	48.2％
ウイスキー2級（720㎖）	800円	220円	27.5％

(注)小売価格は、代表的な商品の一般的な価格です。

＜物品税＞

物品税は、比較的ぜいたくな装飾品、し好品、娯楽品などにかかる税金で、その物品の性質、用途、取引状態などから、第一種と第二種に分かれます。第一種は、小売価格に一定の税率をかけて課税され、第二種は、出荷価格に一定の税率をかけて課税されます。

税率は、物品の種類、品目に応じて決められます。

主な物品の税率は次の通りです。

第一種

貴石類、貴金属製品等……一五％
じゅうたん　……一〇％

第二種

ゴルフ用品、猟銃など……三〇％
普通乗用車（排気量二〇〇〇cc以上）……二二・五％
小型乗用車（排気量二〇〇〇cc未満）……一七・五％
小型電気冷蔵庫、ステレオ、ピアノ、カメラなど……一五％

♦

このように、間接税はわたしたちの身の回りにある品物や飲み物などにかかっており、より豊かな社会生活を送るための貴重な財源となっています。

あきつ俳壇

○風待ちの大帆土手をふさぎおり　同人　としこ
○回廊に古き賀籠吊る涅槃寺　同人　和子
○田母並木短かき畝に豆の花　同人　靖子
○梅雨はれて背なより虚子碑乾きけり　同人　久永
○雨後の川濁りて芦の片なびき　同人　喜美代
○丐薬の一花の傾ぐ経机　同人　妙子
○潜り戸に貼紙があり花菖蒲　同人　小灯
○越後路や田植盛りを雲さわぐ　同人　羅春
○畑すみに祖の墓あり麦熟れる　同人　秀穂
○浴衣着てゆく庭下駄の停年期　同人　富沙子
○大束にくくりし青菜貰ひけり　蒼穹
○水かさの増せし湖畔の夜釣の火
○くよくよと物は思わじ郭公鳴く
○参道に太鼓を据えし御田植
○水干の毛脛吹かるる御田植
○早苗饗の餅を供えし竈神
○竈の火休めて植田めぐりけり
（七月例会高点句より）

○牛の尻押して積込む梅雨の貨車
○水口に泥鰌がのぼり梅雨出水
○紫陽花を眺め一と日の予定組む
（あきつ八月号より転載）